

介護保険料の軽減について

福祉あんしん課

1 経過等

平成 27 年 4 月から消費税による公費を投入して低所得者の介護保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、一部実施を行っています。このたび、2019 年 10 月の消費税率 10% への引き上げにあわせて、更に軽減強化を行い、第 1 号被保険者の保険料第 1 段階から第 3 段階について保険料基準額に対する割合を軽減します。

2 概要

(1) 軽減後の賦課割合と年間保険料額(今後の予定含む)

時期	第 1 段階		第 2 段階		第 3 段階	
2018 年 4 月～	0.45	32,400 円	0.75	54,000 円	0.75	54,000 円
2019 年 4 月～	0.375	27,000 円	0.625	45,000 円	0.725	52,200 円
2020 年 4 月～	0.3	21,600 円	0.5	36,000 円	0.7	50,400 円

(2) 補正予算計上予定額

ア 改正後の保険料軽減負担

第 1 段階 5,400 円×756 人=4,082,400 円

第 2 段階 9,000 円×662 人=5,958,000 円

第 3 段階 1,800 円×569 人=1,024,200 円

合 計 11,064,600 円

イ 財源

国 50% 5,532,300 円

県 25% 2,766,100 円

町 25% 2,766,200 円

3 今後の予定

3 月議会会期中に国政令公布となれば、最終日に条例改正を追加提案します。間に合わない場合は、長の専決処分で 4 月 1 日施行とします。補正予算については 6 月議会で上程します。